第百六十六条中「又は賃貸した」を「若しくは貸与し、又は電気通信回線を通じて提供した」に、「高度管理医療機器等営業管理者」を「高度管理医療機器等営業所管理者」に改める。

第百六十七条中「又は賃貸した」を「若しくは貸与し、又は電気通信回線を通じて提供した」に、「高度管理医療機器等営業管理者」を「高度管理医療機器等営業所管理者」に改め、同条第二号中「医療機器」の下に「（医療機器プログラムを除く。）」を加える。

第百六十八条（見出しを含む。）中「高度管理医療機器等営業管理者」を「高度管理医療機器等営業所管理者」に改める。

第百六十九条中「又は賃貸」を「若しくは貸与、又は電気通信回線を通じた提供」に改める。

第百七十条第一項中「使用された医療機器」の下に「（医療機器プログラムを除く。次項において同じ。）」を加え、「賃貸しよう」を「貸与しよう」に改め、同条第二項中「賃貸」を「貸与」に改める。

第百七十一条中「又は賃貸した」を「若しくは貸与し、又は電気通信回線を通じて提供した」に、「外国特例承認取得者」を「外国製造医療機器等特例承認取得者」に改める。

第百七十二条中「高度管理医療機器等営業管理者」を「高度管理医療機器等営業所管理者」に改める。

第百七十三条第一項中「賃貸業者」を「貸与業者」に、「又は賃貸した」を「若しくは貸与し、又は電気通信回線を通じて提供した」に改め、同項第四号中「若しくは賃貸」を「若しくは貸与若しくは電気通信回線を通じた提供」に改め、同条第二項中「又は賃貸した」を「若しくは貸与し、又は電気通信回線を通じて提供した」に改め、同項第三号中「又は賃貸」を「若しくは貸与又は電気通信回線を通じた提供」に改め、同条第三項中「賃貸した」を「貸与した」に改める。

第百七十四条第一項第一号中「高度管理医療機器等営業管理者」を「高度管理医療機器等営業所管理者」に改め、同項第五号中「営業所」を「営業所（高度管理医療機器プログラムのみを取り扱う営業所を除く。）」に改め、同条第三項第二号中「高度管理医療機器等営業管理者」を「高度管理医療機器等営業所管理者」に、「あつては、」を「あつては」に改め、「同条第二項各号」の下に「、プログラム高度管理医療機器のみの販売提供等を実地に管理する者にあつては同条第一項各号又は同条第三項各号、指定視力補正用レンズ等及びプログラム高度管理医療機器のみの販売提供等を実地に管理する者にあつては同条第一項各号及び同条第三項各号」を加え、同条第四項中「第五条第三号ニ及びホ」を「第五条第三号ホ及びヘ」に改める。

第百七十五条第一項柱書き中「の販売等」を「の販売提供等」に、「特定管理医療機器を販売等する」を「特定管理医療機器を販売提供等する」に、「第一号に掲げる者」を「高度管理医療機器等の販売等に関する業務に一年以上若しくは特定管理医療機器（令別表第一機械器具の項第七十三号に掲げる補聴器（以下「補聴器」という。）、同項第七十八号に掲げる家庭用電気治療器（以下「家庭用電気治療器」という。）及びプログラム特定管理医療機器（特定管理医療機器のうちプログラムであるもの及びこれを記録した記録媒体たる医療機器をいう。以下同じ。）を除く。）の販売等に関する業務に三年以上従事した後、別に厚生労働省令で定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けた者が行う基礎講習を修了した者又は当該者と同等以上の知識及び経験を有すると厚生労働大臣が認めた者」に、「特定管理医療機器営業管理者」を「特定管理医療機器営業所管理者」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、次の各号に掲げる営業所にあつては、特定管理医療機器営業所管理者に代え、それぞれ当該各号に掲げる者を置けば足りる。

第百七十五条第一項各号を次のように改める。

一　補聴器のみを販売等する営業所　特定管理医療機器（家庭用電気治療器及びプログラム特定管理医療機器を除く。）の販売等に関する業務に一年以上従事した後、別に厚生労働省令で定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けた者が行う基礎講習を修了した者又は当該者と同等以上の知識及び経験を有すると厚生労働大臣が認めた者（以下「補聴器営業所管理者」という。）

二　家庭用電気治療器のみを販売等する営業所　特定管理医療機器（補聴器及びプログラム特定管理医療機器を除く。）の販売等に関する業務に一年以上従事した後、別に厚生労働省令で定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けた者が行う基礎講習を修了した者又は当該者と同等以上の知識及び経験を有すると厚生労働大臣が認めた者（以下「家庭用電気治療器営業所管理者」という。）

三　プログラム特定管理医療機器のみを販売提供等する営業所　別に厚生労働省令で定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けた者が行う基礎講習を修了した者又は当該者と同等以上の知識及び経験を有すると厚生労働大臣が認めた者（以下「プログラム特定管理医療機器営業所管理者」という。）

四　補聴器及び家庭用電気治療器のみを販売等する営業所　補聴器営業所管理者及び家庭用電気治療器営業所管理者

五　補聴器及びプログラム特定管理医療機器のみを販売提供等する営業所　補聴器営業所管理者及びプログラム特定管理医療機器営業所管理者

六　家庭用電気治療器及びプログラム特定管理医療機器のみを販売提供等する営業所　家庭用治療器営業所管理者及びプログラム特定管理医療機器営業所管理者

七　補聴器、家庭用電気治療器及びプログラム特定管理医療機器のみを販売提供等する営業所　補聴器営業所管理者、家庭用電気治療器営業所管理者及びプログラム特定管理医療機器営業所管理者

第百七十五条第二項中「特定管理医療機器営業管理者、補聴器営業管理者及び家庭用電気治療器営業管理者（以下「特定管理医療機器営業管理者等」を「特定管理医療機器営業所管理者、補聴器営業所管理者、家庭用電気治療器営業所管理者及びプログラム特定管理医療機器営業所管理者（以下「特定管理医療機器営業所管理者等」に改め、同条第四項及び第五項中「特定管理医療機器営業管理者等」を「特定管理医療機器営業所管理者等」に改める。

第百七十七条中「賃貸業」を「貸与業」に改める。

第百七十八条第一項中「第十四条の三及び」を「第十五条の九及び」に、「第十四条の三第一項」を「第十五条の九第一項」に、「第百四十条第二項」を「第百四十九条の二第二項」に改め、「第百七十五条第一項第一号から第三号まで」を「第百七十五条第一項各号列記以外の部分、第一号及び第二号に規定する」と、第百六十四条第二項、第百六十六条及び第百六十七条中「高度管理医療機器等営業所管理者」とあるのは「特定管理医療機器営業所管理者等」に改め、同条第三項中「高度管理医療機器等営業管理者」を「高度管理医療機器等営業所管理者」に改める。

第百七十九条第一項及び第五項中「第九十三条第二項」を「第百十四条の五十五第二項」に改める。

第百八十条第二項中「その旨を」を「その旨が」に改め、同項第三号中「。以下この号において同じ。）に係る精神の機能の障害又は申請者が麻薬、大麻、あへん若しくは覚せい剤の中毒者であるかないかに関する医師の診断書」を「）が法第五条第三号ホ及びヘに該当しないことを疎明する書類」に改め、同項第四号及び第五号中「責任技術者」を「医療機器修理責任技術者」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「第九条中」を「同条中」に改め、「都道府県知事」の下に「（その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長）」を加え、同項を同条第三項とする。